

意見書案第 2 号

道路の整備促進を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

平成 29 年(2017 年)12 月 21 日

提出者	杉 原 祥 浩
賛成者	谷 口 典 隆
賛成者	北 川 元 気
賛成者	夏 川 嘉一郎
賛成者	野 村 博 雄
賛成者	上 杉 正 敏
賛成者	西 川 正 義

道路の整備促進を求める意見書

道路は市民の生活や活力ある経済・社会活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守る重要なライフラインとして機能するなど、市民の安全・安心を確保するためには、なくてはならない社会基盤であり、道路整備の推進は必要不可欠である。

本市は、古くから湖東地域の中心都市として発展し、京阪神や中京、北陸地方へのアクセス性の高さから大規模製造企業も多く、観光面においても、国宝彦根城を中心に数多くの魅力ある観光資源が集積しているが、市内の道路整備は十分なものとは言えず、国道 8 号をはじめ、市内幹線道路での渋滞が慢性化しており、市民生活や経済社会活動に大きな影響を与えている。

また、2024 年(平成 36 年)には、本市を主会場として国民体育大会および全国障害者スポーツ大会が開催されることから、会場へのアクセス道路や周辺道路の整備が必要となっている。

このような状況のなか、平成 29 年度までの時限措置となっている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)による補助率等のかさ上げ措置が、平成 30 年度以降、廃止されるとなれば、道路整備の促進に深刻な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会および政府におかれては、地方における道路の迅速かつ着実な整備を促進するために、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 平成 30 年度予算において、必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、平成 29 年度補正予算を編成し、必要な事業の進捗を図ること。また、道路整備に係る補助率等の拡充を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成 30 年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年(2017 年)12 月 21 日

彦根市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

国土交通大臣 殿